

3月29日(金)告示

4月7日(日)投票

## 愛媛県議会議員選挙

4月7日(日)は愛媛県議会議員選挙の投票日です。愛媛県の行方を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

## 投票日時

4月7日(日)7～20時

※一部投票所の閉鎖時刻は右表のとおり

投票区名など	閉鎖時刻
久谷第四	16時
神和・睦野	17時
興居島・中島本島	18時

## 投票区・投票場所の変更

■中島地区は投票区の見直しにより、投票場所が変わりますので、間違えないようご注意ください

旧投票区	新投票区名	区域	投票場所
中島第一から第五、第十二から第十七	中島第一	中島本島	中島支所
中島第六・第七	中島第二	上怒和・元怒和	元怒和集会所

■下表の皆さんは、投票場所が体育館から変わります。ご注意ください

投票区	投票所名	投票場所
八坂	八坂小学校	視聴覚室
味酒第一	味酒小学校	多目的ホール
雄郡第二	雄郡小学校	書写室
たちばな	たちばな小学校	まんぶくルーム
桑原第一	桑原小学校	図書館
椿第一	椿小学校	南校舎1階玄関エントランス
余土	余土小学校	ランチルーム
垣生	垣生小学校	西体育館
宮前	宮前小学校	マルチルーム

## 投票できる人 (本市の選挙人名簿登録者に限る)

【年齢】平成13年4月8日以前に生まれた人

【住所要件】平成30年12月28日までに転入の届け出などをし、引き続き市内に住んでいる人

【市内間で転居した人】3月9日までに市内間転居の届け出をした人は新しい住所の投票所で、その後に届け出をした人は以前の住所の投票所で投票してください。

【転出した人】投票するまでに県外へ転出した人は投票できません。県内への転出は投票できる場合がありますので、市選挙管理委員会へお問合せください。

## 期日前投票 (3月30日(土)～4月6日(土))

【注意】3月30日(土)は、市役所第四別館のみ開設。支所・商業施設などの期日前投票は、3月31日(日)からです。

【期日前投票のできる人】

投票日に仕事やレジャーなどで投票に行けないと見込まれる人は期日前投票ができます。

期日前投票場所	投票期間	投票時間	投票できる人
市役所第四別館(三番町六丁目)1階会議室1-1 市役所本館から離れた場所にありますのでご注意ください	3月30日(土)～4月6日(土) (土・日曜日を含む)	8時30分～20時	市内全域の選挙人
伊台・道後・久米・小野・久谷・浮穴・石井・垣生・味生・久枝・和気・堀江・三津浜の各支所・北条コミュニティセンター	3月31日(日)～4月6日(土) (土・日曜日を含む)	8時30分～18時	
興居島・中島支所		9～20時	
フジグラン松山(宮西一丁目)遊々館5階ギャラリー		10時～19時30分	
いよてつ高島屋(湊町五丁目)南館2階ふれあいギャラリー		10～19時	
松山三越(一番町三丁目)7階期日前投票特設会場			
釣島(釣島集会所)	4月3日(水) 1日出張期日前投票所を開設	10時30分～12時	鷲ヶ巣投票区の選挙人
上怒和・二神・睦月・野忽那の各集会所および津和地多目的集会施設	4月2日(火)～4月4日(木) 1日出張期日前投票所を開設	9時30分～15時30分	当該投票所がある島の選挙人
安居島(安居島集会所)	4月3日(水) 1日出張期日前投票所を開設	12～14時	住所が安居島の選挙人
九川(日浦公民館九川分館)	4月6日(土) 1日出張期日前投票所を開設	10～12時	住所が九川の選挙人

※松山大学・愛媛大学は春季休業中のため、開設しませんのでご注意ください

## 不在者投票 (3月30日(土)～4月6日(土))

【入院中の人不在者投票できる市内の病院 (50音順)】

天山・NTT西日本松山・愛媛生協・おおぞら・奥島・栗林・県立中央・済生会松山・貞本・佐藤実・四国がんセンター・道後温泉・東明・野本記念・平成脳神経外科・北条・松山笠置記念心臓血管・松山記念・松山協和・松山市民・松山城東・松山赤十字・松山第一・松山西・松山ベテル・松山リハビリテーション・南高井・南松山

【郵便などによる不在者投票】

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などを持ち、下表に該当する選挙人は、4月3日(水)までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで不在者投票ができます。郵便投票証明書がないと請求できませんので、早めに市選挙管理委員会へ郵便投票証明書の交付申請をしてください。

手帳などの種類	障がいの種類	障がいの程度または要件
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	1～3級
	内臓機能	特別項症～第2項症
介護保険被保険者証		特別項症～第3項症
		要介護5

※該当しても自分の名前が書けない人(代理記載制度利用者を除く)は、この制度を利用できません

【郵便などによる不在者投票 (代理記載制度)】

郵便などによる不在者投票をすることができる人のうち、下表に該当する人は、4月3日(水)までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで代理記載人が投票用紙に記載することができます。郵便投票証明書がないと請求できませんので、早めに市選挙管理委員会へ郵便投票証明書の交付申請をしてください。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

## 選挙入場券

3月28日(木)から順次、「封筒」で世帯主宛てに郵送します。この封筒には、同じ住民票の世帯の有権者全員分の選挙入場券が、1人1枚ずつ入っています。開封してご自分の入場券の記載内容をお確かめのうえ、投票所または期日前投票所にお持ちください。

入場券の裏面は期日前投票用の宣誓書となっています。期日前投票を利用される場合は、事前にご記入の上で期日前投票場所にお持ちいただくとして受け付けがスムーズにできます。

【選挙入場券を紛失した場合】でも投票できますので、投票所の入口付近の係員にお申し出ください。ご本人確認を行った上で選挙入場券を作成いたします。本人確認を迅速に行うため、保険証や運転免許証などの提示にご協力ください。

## 選挙公報

選挙公報は、4月3日(水)から各世帯に直接配布します。また市役所本館1階・第四別館1階、各支所、各公民館、県選挙管理委員会ホームページでも選挙公報をご覧ください。

☎市選挙管理委員会 ☎948-6619・FAX934-1811、期日前投票についてのテレホンサービス ☎948-0510・948-0520

(3月28日(木)～4月6日(土))

※愛媛県議会議員選挙に関する情報は市ホームページ

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/senkyo/> や

市選挙管理委員会フェイスブック

<https://www.facebook.com/matsuyamasenkan>

にも掲載しています

市ホームページ  
二次元コード市選挙管理委員会  
フェイスブック  
二次元コード